

一般社団法人神奈川県介護支援専門員協会 選挙管理規則

平成 30 年 10 月 25 日

(総則)

第 1 条 一般財団法人神奈川県介護支援専門員協会定款に定められた理事（3 名以上 3 0 名未満）は、この規則の定めるところにより選出される。

(理事選挙の方法)

第 2 条 理事の選出方法は神奈川県介護支援専門員協会会員の選挙による。

- 2 理事の選考は、公募、選挙の順により行うものとする。
- 3 理事候補者が定数の半数に満たない場合は、改選前の理事に推薦を求める。

(選挙人の資格)

第 3 条 選挙人は、告示日の当該年度において、定款第 5 条第 1 号に定める正会員でなければならない

(理事候補者資格)

第 4 条 理事候補者は以下の条件を満たすものでなければならない。

- 1) 理事候補者は、告示日において本会所属歴が継続して 3 年以上でなければならない（NPO 法人を含める）。
- 2) 第 5 条に定める推薦人より、3 名以上の推薦を得なければならない。
- 3) 告示日において、当該年度の会費を納入している、定款第 5 条第 1 号に定める正会員でなければならない。

(推薦人の資格)

第 5 条 推薦人は告示日において本会所属歴が継続して 3 年以上でなければならない（NPO 法人を含める）。

- 2 推薦人は理事に立候補することはできない。
- 3 推薦人は複数の理事候補者を推薦することはできない。

(選挙管理委員会)

第 6 条 理事選挙のため選挙管理委員会を置く。

- 2 理事選挙の告示 1 ヶ月前までに組織する。
- 3 正会員の中から理事会の推薦を受けた 4 名以内で構成される。
- 4 委員長は選挙管理委員会の自推者の互選により選出する。
- 5 選挙管理委員は、理事等候補者・推薦人になることはできない。
- 6 選挙管理委員会は次に挙げる事項を行う。
 - 1) 選挙の告示
 - 2) 立候補者の受付
 - 3) 推薦者と理事等候補者の資格審査
 - 4) 推薦者による推薦理由の要請と公表

- 5) 理事等候補者への略歴（所定様式による）の要請と公表
 - 6) 投票用紙の作成及び送付
 - 7) 投票管理、開票及び結果の公表
 - 8) その他選挙に関わる事務
- 7 選挙管理委員会は選挙の結果、理事会への報告ならびに公表を行う。

（選挙）

第7条 候補者が定数以上の場合は、選挙を行う。

- 2 理事長及び副理事長については、定款第24条に定める通りとする。

（投票）

第8条 投票は所定の用紙を用いて、次の方法によって行う。

- 2 理事定数の半数を上限として投票を行う。
- 3 投票は郵送にて行う。
- 4 投票期日は必着とする。

（信任投票）

第9条 理事候補者が定数以下である場合は、総会の出席者の半数をもって承認する。

（無効投票）

第10条 所定の封筒と用紙を用いないもの、および所定の投票方法に従わないもの。

- 2 投票期日（必着）を過ぎたもの。
- 3 誰に投じたか確認できないもの。
- 4 その他選挙管理委員会に無効と判断されたもの。
- 5 定数以上に投票したもの。

（開票）

第11条 開票は以下の方法によって行う。

- 1) 投票期日の翌日をもって行う。
- 2) 立会人は理事候補者、推薦人以外の正会員から選挙管理委員会において決定する。
- 3) 開票は選挙管理委員会及び立会人以外の立ち入りが無い場所で行う。

（選挙の報告）

第12条 選挙管理委員会は、選挙の経過および結果を理事会及び総会に報告をする。

（その他）

第13条 この規則の運用、解釈等について疑義が生じた時は、理事会において決定するものとする。

（付則）

この規則は、平成30年10月25日から施行する。